

「第 8 期村上市障がい福祉計画」・「第 4 期村上市障がい児福祉計画」策定の概要

1. 計画策定の趣旨

- ・本市では、人口減や少子高齢化の進行、障害のある人やその家族を取り巻く生活課題の多様化・複雑化など、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化しています。
- ・こうした中、「第 3 次村上市総合計画」に掲げる将来像「あふれる笑顔のまち村上」の実現に向け、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、障害福祉サービス等の提供体制の確保や相談支援体制の充実、地域生活支援の推進に取り組んでいます。
- ・現在、村上市では、障がい者施策全般に関する基本的な計画である「第 4 次村上市障がい者計画（ともにプラン）」とともに、障害福祉サービス等の見込量及び提供体制の確保に関する「第 7 期村上市障がい福祉計画」、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する「第 3 期村上市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人や障がいのある児童及びその家族への支援を総合的に進めています。
- ・このたび、「第 7 期村上市障がい福祉計画」及び「第 3 期障がい児福祉計画」の計画期間が令和 8 年度末をもって終了することから、国の基本指針や新潟県の関連計画、本市の現状及びサービス利用実績、障がいのある人等のニーズを踏まえ、令和 9 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「第 8 期村上市障がい福祉計画」及び「第 4 期村上市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

2. 計画の法的根拠

- ・村上市障がい福祉計画：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

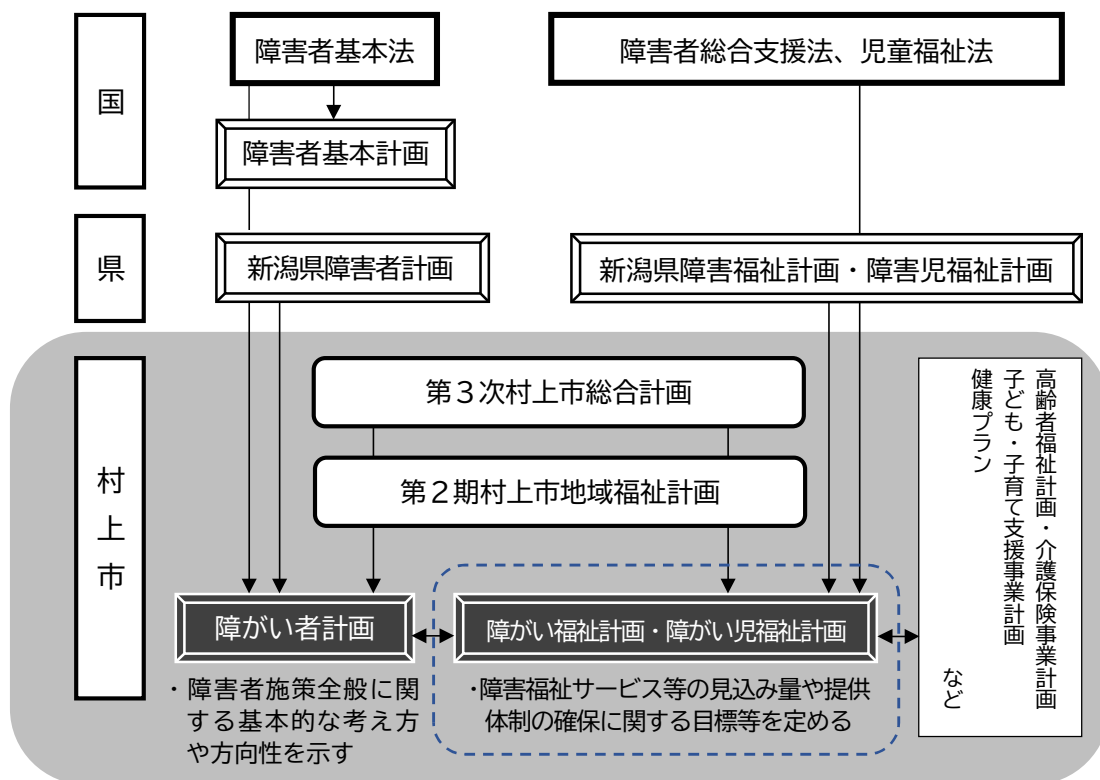
- ・村上市障がい児福祉計画：児童福祉法

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の位置づけ

- ・本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「第3次村上市総合計画」を踏まえ、障がい福祉分野におけるサービス提供体制の確保及び円滑な実施を図るための計画です。
- ・また、「第4次村上市障がい者計画」に掲げる障がい者施策の基本的な考え方や方向性を踏まえ、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障がい児通所支援等の見込量や確保を定める実施計画として位置づけます。
- ・国が定める基本指針に即するとともに、新潟県障害福祉計画・障害児福祉計画との整合を図りながら策定します。

<計画の位置づけ>



4. 計画期間

「第8期村上市障がい福祉計画」及び「第4期村上市障がい児福祉計画」は令和9年度から令和11年度までの3年間となります。

<計画期間>

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者計画（6年間）			第4次			
障がい福祉計画（3年間）		第7期		第8期		
障がい児福祉計画（3年間）		第3期		第4期		
村上市地域福祉計画（5年間）						
	第2期（令和4～8年度）			第3期		
村上市総合計画（5年間）						
	第3次（令和4～8年度）			第4次		

5. 策定スケジュール

・策定スケジュールは次のとおりに想定しています。

年月	工程及び会議等	主な協議事項
令和8年 4月～8月	計画策定の準備 アンケート調査の業務設計 計画策定概要の取りまとめ及びスケジュールの構成	
6月2日	第1回 村上市障がい者計画等審議会	○ 計画策定概要及びスケジュールの確認 ○ 調査票の検討
7月～10月	アンケート調査の準備、実査、集計・分析、調査報告書の作成 現行計画の進捗及びサービス実績の取りまとめ	
11月	第2回 村上市障がい者計画等審議会	○ アンケート調査結果の報告 ○ 計画（素案）の検討
12月～2月	12月上旬 計画素案の補修正により計画書最終案の作成 1月中旬 意見公募（パブリックコメント）※3週間実施 2月上旬 パブリックコメントを受けての計画書最終案の補修正	
2月	第3回 村上市障がい者計画等審議会	○ 計画書最終案の検討
3月	計画の完成	